

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4788

No.	項目	内容
①	処分名	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更
②	法令名	毒物及び劇物取締法
③	法令番号	昭和25年法律第303号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	知事又は保健所長
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 毒物及び劇物取締法第9条第2項で準用する第5条 ▶ 毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第1項又は第2項で準用する第1項
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">添付の有無</td> <td>無</td> </tr> </table>
添付の有無	無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4788)
⑫	備考	薬務課又は各保健所で受付・処理